

＜新旧対照表＞電子契約サービス（事業者型）利用規定

項目	現 行	改 正 後	変更内容・補足説明等
電子契約サービス（事業者型）利用規定	電子契約サービス（事業者型）利用規定 2024年7月改定 第2条 利用申込み及び利用方法 (1) 契約者は、本サービスの利用申込みにあたっては、本規定の内容を十分理解し承認のうえ、手続を行うものとします。 借主は法人で、当社が申込みを承諾した方に限らせていただきます。 (2) 契約者は、借主のりそな Web サービスが利用可能な場合のみ、本サービスの利用が可能なることを承諾のうえ、本サービスの利用を申し込むものとします。 (3) 本サービスの利用にあたり、借主は、当社との本融資契約の締結手続を履践する署名権限者（以下「署名実施者」といいます。）の氏名、電子メールアドレスを、当社所定の用紙で届け出るものとします。また、本サービスの利用にあたり、保証人は、保証人の氏名、電子メールアドレスを、当社所定の用紙で届け出るものとします。なお、借主は、署名実施者として、借主が法人の場合はその役職員であって当社が認めた者を指定しなければならないものとします。 (4) 借主は、本サービスの利用申込みに対する当社による承諾後、りそな Web サービスにおける署名実施者及び保証人の利用権限登録が未了の場合は、これを登録するものとします。 (5) 契約者は、本サービスを利用した本融資契約の締結にあたっては、りそな Web サービスを利用するための利用担当者 ID（以下「ID」といいます。）及びログインパスワードを利用してりそな Web サービスにログインした上で、第6条に基づき受領した本アクセスコード（第6条で定義します。）を利用して、本規定の定めに従い、本融資契約を締結するものとします。 (6) 当社が、本規定に基づき契約者から提出された書類に使用された印影を届出の印鑑の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。	電子契約サービス（事業者型）利用規定 2026年1月改定 第2条 利用申込み及び利用方法 (1) 契約者は、本サービスの利用申込みにあたっては、本規定の内容を十分理解し承認のうえ、手続を行うものとします。 借主は法人で、当社が申込みを承諾した方に限らせていただきます。 (2) 契約者は、借主のりそな Web サービスが利用可能な場合のみ、本サービスの利用が可能なることを承諾のうえ、本サービスの利用を申し込むものとします。 (3) 本サービスの利用にあたり、借主は、当社との本融資契約の締結手続を履践する署名権限者（以下「署名実施者」といいます。）の氏名、電子メールアドレスを、当社所定の用紙で届け出るものとします。また、本サービスの利用にあたり、保証人は、保証人の氏名、電子メールアドレスを、当社所定の用紙で届け出るものとします。なお、借主は、署名実施者として、借主が法人の場合はその役職員であって当社が認めた者を指定しなければならないものとします。 (4) 借主は、本サービスの利用申込みに対する当社による承諾後、りそな Web サービスにおける署名実施者及び保証人の利用権限登録が未了の場合は、これを登録するものとします。 (5) 契約者は、本サービスを利用した本融資契約の締結にあたっては、りそな Web サービスを利用するための利用担当者 ID（以下「ID」といいます。）及びログインパスワードを利用してりそな Web サービスにログインした上で、第6条に基づき受領した本アクセスコード（第6条で定義します。）を利用して、本規定の定めに従い、本融資契約を締結するものとします。 (6) 当社が、本規定に基づき契約者から提出された書類に使用された印影を届出の印鑑の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。 (7) 利用手数料 ①借主は本サービスを利用して本融資契約を締結する都度、当社の定めた時期に当社所定の利用手数料を支払うものとします。当該利用手数料に変更があった場合には、以後変更後の利用手数料を支払うものとします。法令の改正による消費税等が変更された場合にも同様とします。 ②当該手数料の支払いについては金銭消費貸借契約証書の借入要項に記載の返済用預金口座もしくは借入返済金等の預金口座振替依頼書に記載の指定預金口座より引き落とすものとします。引き落としにあたっては、当社の当座勘定規定または普通預金規定等にかかわらず、小切手または普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず、口座から払い戻しのうえ、当該手数料の支払いに充当するものとします。	(7) 利用手数料を追記

改定実施日：2026 年 1 月 5 日